	並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ３年以上（注４）		

注１　第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第２条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。

２　アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が２以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで２以上のものに限る。）の実務経歴の期間の２分の１に相当する期間は、第一級アナログ通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

３　デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒１ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の２分の１に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

４　アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が２以上のものに限る。）、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで２以上のものに限る。）又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒１ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の２分の１に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

５　免除する試験科目は、○印を付したものとする。

６　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの２分の１の期間とする。

７　第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている場合及び第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

	並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ３年以上		

注１　ＡＩ第三種、ＤＤ第三種、アナログ第三種又はデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　ＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者がＡＩ第一種の資格者証の交付を受けている場合及びＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者がＤＤ第一種の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。